

令和4年度版

明るく清潔なくらしに

下水道のしおり



備前市



はじめに

下水道は日常生活で目にすることが少ない施設ですが、私たちの快適な暮らしや自然環境を守るために、休みなく働き続けている大切な施設です。

この小冊子は皆さんに下水道を利用していただくために、下水道の仕組みや役割、私たちの暮らしへの影響について説明したものです。

下水道の役割

快適な生活環境

汚れた水が地上へ流れないようにし、蚊やハエの発生や悪臭、伝染病を防ぎ、きれいな生活環境を保つことができます。

また、水洗トイレが使えるため、清潔で快適な暮らしを支えます。



自然環境を守ります

家庭や工場などから排出された水を汚水処理場がキレイにして、市内を流れる川や瀬戸の海にもどします。川や海を保全することで、限りある貴重な水資源を守ります。



健全な水循環

下水道は、汚れた水をきれいな水にして自然に戻す働きをしています。水は自然の中で循環し、私たちのまちやくらしを支えています。



下水道のしくみ



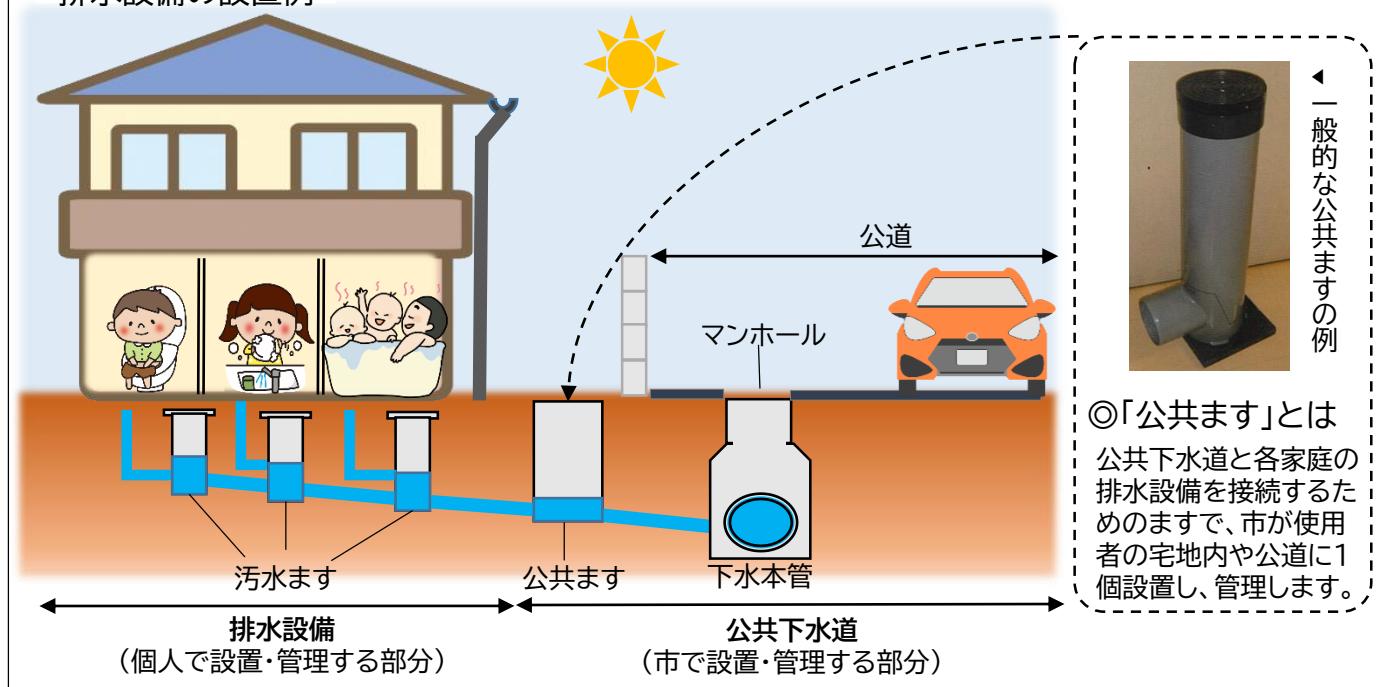
地域に下水道がつながったら

公共下水道が整備され、浄化センターで汚水を処理することができる地域を「処理区域」といいます。公共下水道の使用ができるようになると、市の掲示板やホームページなどで供用開始年月日、区域などをお知らせします。「処理区域」内のご家庭は、汚水を直接公共下水道に流すための「排水設備」をつくっていただきます。

排水設備をつくりましょう

下水道は、市が道路などに建設し管理を行う「公共下水道」、個人の敷地内などに設置し、ご家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は排水管や污水ますなどで、皆さま個人でつくり、補修・点検などの管理をしていただくことになっています。

排水設備の設置例



排水設備の設置等 (下水道法第10条)

排水設備は、**遅滞なく**設置しなければなりません。

水洗便所への改造義務 (下水道法第11条の3)

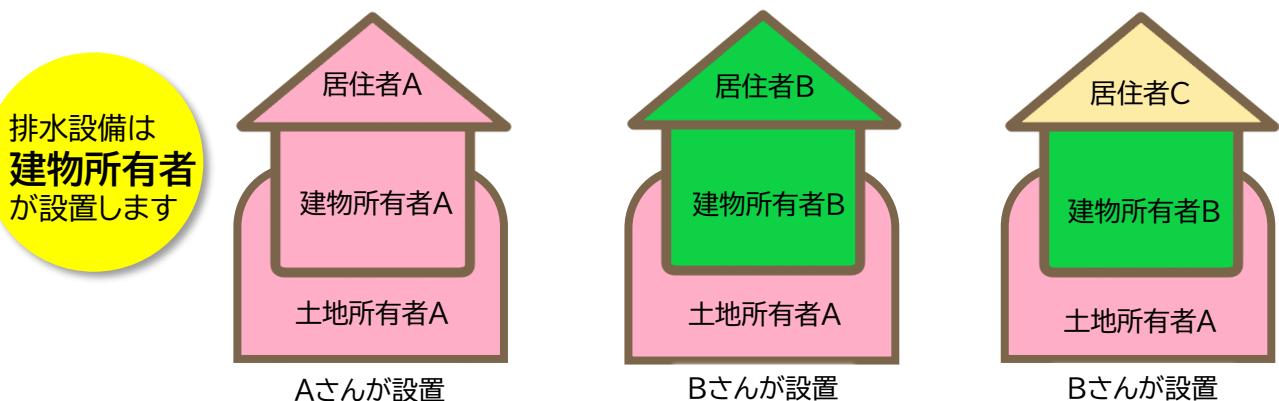
くみとり便所は、**3年以内に**水洗トイレに改造することが義務付けられています。

排水設備の工事費について

排水設備の工事費は、排水管の距離や材料、工事の施工によって異なります。

詳細は「指定工事店」に見積を取ってください。

複数の「指定工事店」から見積を取ることをオススメします。



排水設備工事の流れ

あなたが住む地域に公共下水道が整備され、自宅を水洗化することが決まった後の流れです。

Memo

指定工事店でないと工事完成後の検査を受けられず、無効工事となり工事のやり直しを受けなければなりません。

Memo

トイレの種類や配管の状況等で金額が変わってくるため、それぞれのお宅によって排水設備の工事費用は違ってきます。

Memo

工事中は仮設トイレを設置します。台所や浴室等は、直前に配管を敷設するため、公共下水道へ接続する所要時間は半日～1日ほどです。

Memo

市から検査の日時の確認の連絡をするので、都合の良いときを教えてください。

ポイント

- ・工事は必ず市の指定工事店に依頼すること
- ・工事費用を比較するためにも複数の指定工事店から見積をとること
- ・指定工事店に委任したら、届出はしてもらえること

①まずは見積をとろう

市の「指定工事店」に連絡し、見積を依頼しましょう。見積が適切かどうか見比べるためにも、3社以上の指定工事店から見積をとることをオススメします。

②工事店を決めよう

とった見積をよく確認しましょう。内容を検討し、納得した工事店に工事を依頼してください。

③いよいよ工事開始

工事が開始されたら一週間ほどで完工となります。

④工事の完了

工事が終わったら、市の検査を受けてください。それに合格すると下水道を使うことができます。

⑤下水道の使用開始

公共下水道使用開始届を市に提出すると、いよいよ下水道の使用開始です。水洗トイレも使用できます。

※指定工事店については備前市ホームページでご確認ください。



下水道は“正しく”使いましょう

下水道ができたからといって、なんでも流していいというわけではありません。

下水道は、自然や皆さんの生活環境をよりよくするための公共の財産です。下水道に汚水を流すときには十分に注意してください。皆さん一人一人が大切に正しく使うことによって、設備の長寿命化につながります。

注意！

トイレ



おむつ・生理用品等の水に溶けないものを流すと、トイレ詰まりの原因に！
流せるタイプのお掃除シートも1枚ずつ流さないと詰まるかもしれませんのでご注意。

台所



生ごみや残飯が排水口に流れないよう注意しましょう！
特に調理で使用した油は排水管やますで固まり、破損の原因となります。

マンホール



大変危険なので、マンホールのふたを許可なく開けたり、マンホールに直接異物を流さないでください。

浴室・洗面所



浴槽の清掃はもちろん、排水口にからまったごみや髪の毛などをこまめに取り除きましょう！
放置していると、においや詰まりの原因になります。

節水



資源のむだ使いであるだけでなく、汚水の量が増えれば、それだけ下水道施設の維持管理費もかさみます。
節水を心掛けましょう！

皆さんの力で、
より良い下水道生活を
送りましょう。



下水道マスコットキャラクター
「スイサイ」

日常点検

台所からの排水のます(トラップます)には、油や残飯がたまる仕組みになっています。放っておくと必ず詰まります。適切に使用していくために、定期的な清掃をしましょう。



▲清掃前

▲清掃後



下水道受益者負担金

公共下水道が整備されると、処理区域内ではトイレの水洗化、蚊やハエの減少、悪臭の発生を防ぐなど生活環境が改善されます。下水道のない地域の人に比べ快適で住みやすい文化生活ができるようになり、その土地の利用価値も増加します。

下水道の整備には莫大な費用がかかります。そのため下水道の整備により、直接利益を受ける人たち(受益者)に、建設費の一部を「受益者負担金」として負担していただきます。

「受益者負担金」は、区域内にあるすべての土地が対象となり、その土地に一度だけ賦課されます。

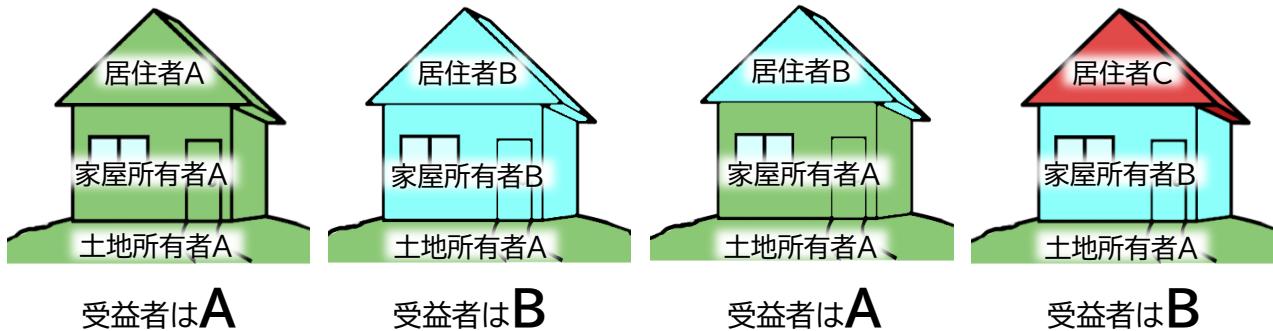
負担金の対象地

下水道受益者負担金の対象となる土地は、公共下水道を整備する区域内のすべての土地です。

受益者とは

公共下水道が整備された区域内の土地の所有者です。地上権、質権、使用賃借権・賃貸借による権利などの権利が定められている場合は、これらの権利者が受益者となる場合があります。

受益者の決め方



受益者の申告

賦課対象区域内に土地を所有している人には、土地登記簿により調べた地番、地積等を記入した「受益者負担金申告書」をあらかじめ送りますので、内容を確認のうえ、申告してください。

申告がない場合は、土地登記簿に基づき、賦課することになります。

土地の所有者以外の受益者(地上権者等)については申告書が送付されませんので、その受益の対象となっている土地所有者の申告書に、地上権者等の住所・氏名を記入して、土地所有者から申告してもらってください。

受益地となった土地が共有であったり、所有者が死亡している場合には、総代人を定めて申告してください。



徴収猶予について

次の要件に該当する土地は、申請により一定期間負担金の徴収が猶予されます。

- ・田、畠、山林等が宅地化されるまで
- ・災害、盗難、その他の事故で納付が困難な場合

※駐車場や資材置場、ソーラーパネル等は猶予の対象地になりません。



減免について

次の要件に該当する土地は、申請により負担金の一部または全額が減免されます。

- ・学校、社会福祉施設、公民館等の公共用地
- ・地区集会所、消防器具庫、児童遊園地、境内地、墓地等
- ・公共性のある私道敷



単位負担金

受益者負担金の1m²あたりの単価は、負担区によって異なります。

備前第1負担区	1m ² あたり 540円	三石第1負担区	1m ² あたり 600円
備前第2負担区	1m ² あたり 570円	三石第2負担区	1m ² あたり 600円
備前第3負担区	1m ² あたり 600円	日生第1負担区	1m ² あたり 600円
備前第4負担区	1m ² あたり 600円	日生第2負担区	1m ² あたり 600円
備前第5負担区	1m ² あたり 600円		

**単位負担金×受益地積
=納付していただく負担金**

負担金納付方法

納付方法は備前・三石負担区は5年間20回、日生負担区は3年間12回の分割納付する方法と一括納付する方法があります。あらかじめ市役所から発行される納付書で、納付書に記載のある金融機関やコンビニエンスストア、電子決済でお支払いください。分割納付をされる場合は口座振替が可能なので、取引金融機関にお問い合わせください。

分割納付の納期限

第1期 7月31日
第3期 11月30日

第2期 9月30日
第4期 2月28日

一括納付した場合

受益者負担金を一括納付した場合、前納報奨金が交付されます。分割納付で支払うより安くなりますので、ご一考ください。

- ・ 負担金をまとめて、初年度の第1期の納期限(7月31日)までに一括納付する場合
- ・ 負担金を各年度毎、または残り年度分をまとめて、その年度の第1期の納期限(7月31日)までに一括納付する場合

○報奨金の額

備前・三石負担区

5年度分の一括納付	19期分（前納期数）の納付額 × 20%
4年度分の一括納付	15期分（前納期数）の納付額 × 16%
3年度分の一括納付	11期分（前納期数）の納付額 × 12%
2年度分の一括納付	7期分（前納期数）の納付額 × 8%
1年度分の一括納付	3期分（前納期数）の納付額 × 4%

日生負担区

3年度分の一括納付	11期分（前納期数）の納付額 × 15%
2年度分の一括納付	7期分（前納期数）の納付額 × 10%
1年度分の一括納付	3期分（前納期数）の納付額 × 5%



下水道の使用料

排水設備工事が完了し、汚水を公共下水道へ流すようになると流した汚水の量に応じて「下水道使用料」をいただくことになります。

使用料は、下水道施設の清掃や修理、浄化センターで汚水をきれいな水に処理する費用などにあります。

使用水量の決め方

使用状況	区別	一般汚水	営業用汚水
水道水のみ		水道使用量	水道使用量
地下水のみ		1人1ヶ月6m ³	認定
水道水・地下水の併用		1人1ヶ月3m ³ と水道使用量の合計水量	認定

下水道使用料は、原則的に水道使用量に基づいて決めています。しかし、井戸などの地下水を使用している場合もあるため、表のようになっています。

※ 地下水を下水道に排出しているご家庭は、世帯人数や使用状況に変更がありましたら、下水道業務係までお知らせください。

下水道業務係 0869-64-1846

下水道使用料金(1ヶ月あたり)

次の表のとおり算定した額に、消費税を加えた額が下水道使用料金です。(1円未満の端数は切り捨て)

(消費税別)

基本料金 (8m ³ まで)	超過料金 (1m ³ につき)				
	8m ³ を超え 30m ³ まで	30m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 500m ³ まで	500m ³ を 超えるもの
1,300円	185円	210円	230円	260円	280円

下水道使用料金算定例

下水道使用料金は水道料金にあわせて徴収させていただいており、検針と徴収は2ヶ月毎になります。

水道使用量が2ヶ月で60m³(水道水のみ使用のご家庭)の場合、下水道使用水量も60m³となります。下水道使用料金は、1ヶ月あたりの下水道使用料を2分の1の30m³として料金を算定します。

基本料金…8m³まで 1,300円

超過料金…8m³を超え30m³まで(30m³–8m³)×185円=4,070円

よって、2ヶ月分では次のとおりとなります。

(基本料金1,300円+超過料金4,070円)×2ヶ月=10,740円(消費税別)

お支払い方法

- 下水道使用料は、水道使用料と同じ納付書で2ヶ月分をお支払いください。
- 水道・下水道使用料の納期は、検針月の翌月16日です。(土、日、祝日の場合は翌営業日)

口座振替をご利用ください

納付書でのお支払いは、急な用事などで期日までに支払えないかもしれません！
口座振替だと期日に自動で引き落とされるため、大変便利です。ぜひご利用ください。

下水道使用料早見表

平成26年11月改定(消費税別)

使用水量 (m ³)	使用料金 (円)						
1~16	2,600	41	7,255	66	12,000	91	17,250
17	2,785	42	7,410	67	12,210	92	17,460
18	2,970	43	7,595	68	12,420	93	17,670
19	3,155	44	7,780	69	12,630	94	17,880
20	3,340	45	7,965	70	12,840	95	18,090
21	3,525	46	8,150	71	13,050	96	18,300
22	3,710	47	8,335	72	13,260	97	18,510
23	3,895	48	8,520	73	13,470	98	18,720
24	4,080	49	8,705	74	13,680	99	18,930
25	4,265	50	8,890	75	13,890	100	19,140
26	4,450	51	9,075	76	14,100	101	19,370
27	4,635	52	9,260	77	14,310	102	19,600
28	4,820	53	9,445	78	14,520	103	19,830
29	5,005	54	9,630	79	14,730	104	20,060
30	5,190	55	9,815	80	14,940	105	20,290
31	5,375	56	10,000	81	15,150	106	20,520
32	5,560	57	10,185	82	15,360	107	20,750
33	5,745	58	10,370	83	15,570	108	20,980
34	5,930	59	10,555	84	15,780	109	21,210
35	6,115	60	10,740	85	15,990	110	21,440
36	6,300	61	10,950	86	16,200	111	21,670
37	6,485	62	11,160	87	16,410	112	21,900
38	6,670	63	11,370	88	16,620	113	22,130
39	6,855	64	11,580	89	16,830	114	22,360
40	7,040	65	11,790	90	17,040	115	22,590

●下水道事業整備区域図

凡例

**公共下水道
(特定環境保全下水道含む)**

◇特定環境保全公共下水道 吉永処理区

旧市町村名：吉永町

R4. 3. 31

区分	全体計画	供用開始済
面積 (ha)	178.00	178.00
人口 (人)	2,440	3,808
計画汚水量 (m ³ /日)	950	1,200

H8. 3. 22供用開始

吉永浄化センター

◇公共下水道 備前処理区

旧市町村名：備前市

R4. 3. 31

区分	全体計画	供用開始済
面積 (ha)	1,056.2	973.20
人口 (人)	9,970	14,525
計画汚水量 (m ³ /日)	9,980	11,810

S62. 3. 27供用開始

備前浄化センター

令和3年度末 整備状況表（令和4年3月31日現在）

市町村コード	市町村名	住民基本 台帳人口 (人)	整備区分	
			下水道	
			①	
			処理人口 (人)	整備率 (%)
211	備前市	32,348	25,457	78.69

◇公共下水道 三石処理区

旧市町村名：備前市

R4. 3. 31

区分	全体計画	供用開始済
面積 (ha)	102.00	92.60
人口 (人)	760	1,325
計画汚水量 (m³/日)	670	820

H14. 3. 25供用開始

三石浄化センター

◇公共下水道 日生処理区

旧市町村名：日生町

R4. 3. 31

区分	全体計画	供用開始済
面積 (ha)	221.90	177.40
人口 (人)	3,910	5,799
計画汚水量 (m³/日)	2,320	3,000

H5. 3. 31供用開始

日生浄化センター

下水道に関するお問い合わせは・・・

備 前 市

下水道業務係 0869-64-1864
下水道施設・工務係 0869-64-1865



備前市上下水道課
ホームページ

